

魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン 【概要版】

～身寄りがなくても困らない社会に～

在宅時や入院・入所の際などに顕在化する、身寄りがいないことで起こる問題に対して、本人の判断能力の有無、成年後見人等の有無で、それぞれ対応策を示しました。ただし、判断能力の有無にかかわらず、本人の自己決定の尊重が支援の原則です。本人を支えるチームが本人と一緒に考えていくという姿勢が大切です。

【A 自宅で起こる問題】

- ① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- ② 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
- ③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- ④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務
- ⑤ 賃貸住宅への入居
- ⑥ 空き家の問題



【B 病院・施設で起こる問題】

- ① 緊急連絡先
- ② 入院費及び施設利用料の支払い
- ③ 日用品等の準備・購入
- ④ 入院計画書やケアプラン等の同意
- ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意
- ⑥ 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所先の確保
- ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し



- …本人の判断能力が十分な場合
- …本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合
- …本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

A：自宅で起こる問題

※()内のページはガイドラインのページ数です

① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先（3ページ）

事前の備えが大切！

- ・自宅に緊急通報装置を設置する（介護福祉課：025-792-9755）
- ・災害時に避難が難しいことを登録しておく（防災安全課：025-792-9214）
- ・緊急連絡先や持病などを登録しておく（うおぬま・米ねっと事務局：025-788-0485）



② 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意（4ページ）

- i 相談機関職員が分かりやすく説明し、本人が契約する。
- ii 成年後見人等が本人の意向を確認した上で、代理で契約する。
- iii 必要に応じて、成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討する。

（福祉支援課：025-792-9767／魚沼市地域包括支援センター：025-792-9760／
魚沼市社会福祉協議会：025-792-8181）



③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理（4ページ）

- i 本人が自ら管理する。必要に応じて、日常生活自立支援事業や任意後見制度の利用を検討する。（魚沼市社会福祉協議会：025-792-8181）
- ii 成年後見人等が本人に確認した上で、代理で支払う。
- iii A-②-iiiと同じ。



④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務（4ページ）

- i あらかじめ遺言及び死後事務委任契約を結んでおく。
（長岡公証人合同役場：0258-33-5435）
- ii 後見類型の場合、成年後見人が一部の死後事務を行うことができる。
- iii 火葬などを行う者がいない時は、市町村が行う。（福祉支援課：025-792-9767）



⑤ 賃貸住宅への入居（5ページ）

大家や民間の不動産会社などに、保証人不要を求めることは困難であり、今後、新たな住宅セーフティネット制度の促進を検討する。

⑥ 空き家の問題（5ページ）

事前に空き家対策を検討する。

- ・空き家バンクに登録する。（地域創生課：025-792-9752）
- ・あらかじめ遺言及び死因贈与契約を結んでおく。（新潟県弁護士会：025-222-5533／新潟県司法書士会：025-244-5121／新潟県行政書士会：025-255-5225）



B：病院・施設で起こる問題

① 緊急連絡先（5ページ）

- i 友人・知人もいない場合は、支援シートを活用して関係者間で役割等を確認しておく。
- ii 成年後見人に緊急連絡先として求める役割を説明して、連絡先となることを依頼する。
- iii 関係機関と支援シートを活用して、緊急時の役割等を確認しておく。また、民生委員・児童委員が把握している場合もあるので、本人と相談の上で連絡を取る。

（民生委員児童委員協議会事務局：025-792-8181）

② 入院費及び施設利用料の支払い（6ページ）

- i 原則本人が支払う。本人が経済的に困窮している場合は、生活保護の申請を検討する。（福祉事務所：025-792-9767／生活困窮者自立支援窓口：025-792-8181）
- ii 成年後見人等が本人に説明した上で、代理で支払う。
- iii A-②-iiiと同じ。



③ 日用品等の準備・購入（6ページ）

- i 本人及び緊急連絡先の方が準備できない場合は、有償ボランティアや介護保険外のサービスで対応する。
- ii 成年後見人等が、有償ボランティア及び介護保険外のサービスを調整する。
- iii 本人の意思が確認できずサービスの契約ができない場合は成年後見制度の申立てを検討する。



④ 入院計画書やケアプラン等の同意（7ページ）

- i 本人が行う。
- ii 本人と成年後見人等に説明し、成年後見人等が本人の代理で署名する。
- iii 支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、その旨をカルテ等に記載する。



⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意（7ページ）

- i 医師等から十分な説明を受けた上で、本人が最終的な治療方法を選択し同意する。
- ii・iii 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の考え方を踏まえ、慎重な判断を行う。

（厚労省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>）

⑥ 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所先の確保（7ページ）

- i 入院・入所に関わった支援者と、本人の意向を確認する。
- ii 上記に成年後見人等を加え相談する。
- iii 成年後見制度の利用を検討する。



⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し（8ページ）

A—④と同じ。

支援シートの活用

身寄りがないことで起こる問題に直面する支援者（主にケアマネージャーや相談支援専門員、医療関係者、施設の相談員など）が、その人に関わる他の専門職等と役割分担や情報共有するための会議で活用ください。

※ガイドライン及び支援シートは、魚沼市のホームページからダウンロードできます。

[魚沼市身寄りなしガイドライン](#)

[検索](#)

【ガイドラインに対するお問合せ】

魚沼市市民福祉部介護福祉課／福祉支援課（電話：025-792-9755／025-792-9767）

魚沼市社会福祉協議会地域福祉課（電話：025-792-8181）